土岐市中長期財政計画

令和９~１８年度

（２０２７~２０３６年度）

令和８年９月

土岐市
TOKI CITY

目　次

１　中長期財政計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（３）対象会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　これまでの財政状況分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）歳入の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）歳出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）基金残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）地方債残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（５）主な財政指標等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３　今後の財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）財政収支の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８、９

４　財政健全化の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（１）財政健全化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０、１１、１２

1　中長期財政計画の概要

（１）計画策定の目的

土岐市行財政重点改革プランでは、取り組みの柱として「行政コスト・行政運営の見直し」を揚げ、人口減少や利用需要の変化を踏まえ、財政負担を考慮しながら、公共施設の最適配置を目指すと同時に、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速に対応するため、効率的・効果的な行政運営環境を整備し、限られた資源を活用して最大の効果を追求することとしています。

また「新たな自主財源等の確保」として、多様な市民ニーズに対し、行政サービスを安定的かつ効果的に提供するために、新たな手法を採用するなど最大限、歳入の確保に努めることとしています。

少子高齢化の進行等により、医療福祉関係経費など社会保障費の増加は避けがたい状況にあるほか、土岐市公共施設等総合管理計画に基づく長期的な視点による老朽化対策をはじめ、統廃合や複合化など、公共施設等の最適配置の実現に向けた新たな投資も必要となっています。

現時点において、今後を予見することは非常に困難な状況ですが、行政課題への継続的な対応と、持続可能な財政基盤の確保を両立させていくことを目指し「土岐市中長期財政計画」を策定します。

（２）計画期間

計画期間は、令和９年度から令和１８年度までの１０年間とします。

（３）対象会計

普通会計を対象とします。（決算統計資料を活用するため）

※普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握や分析のために用いられる統計上の会計です。土岐市の普通会計は、一般会計、土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計、後期高齢者医療特別会計（一部）の３つの会計が対象となります。

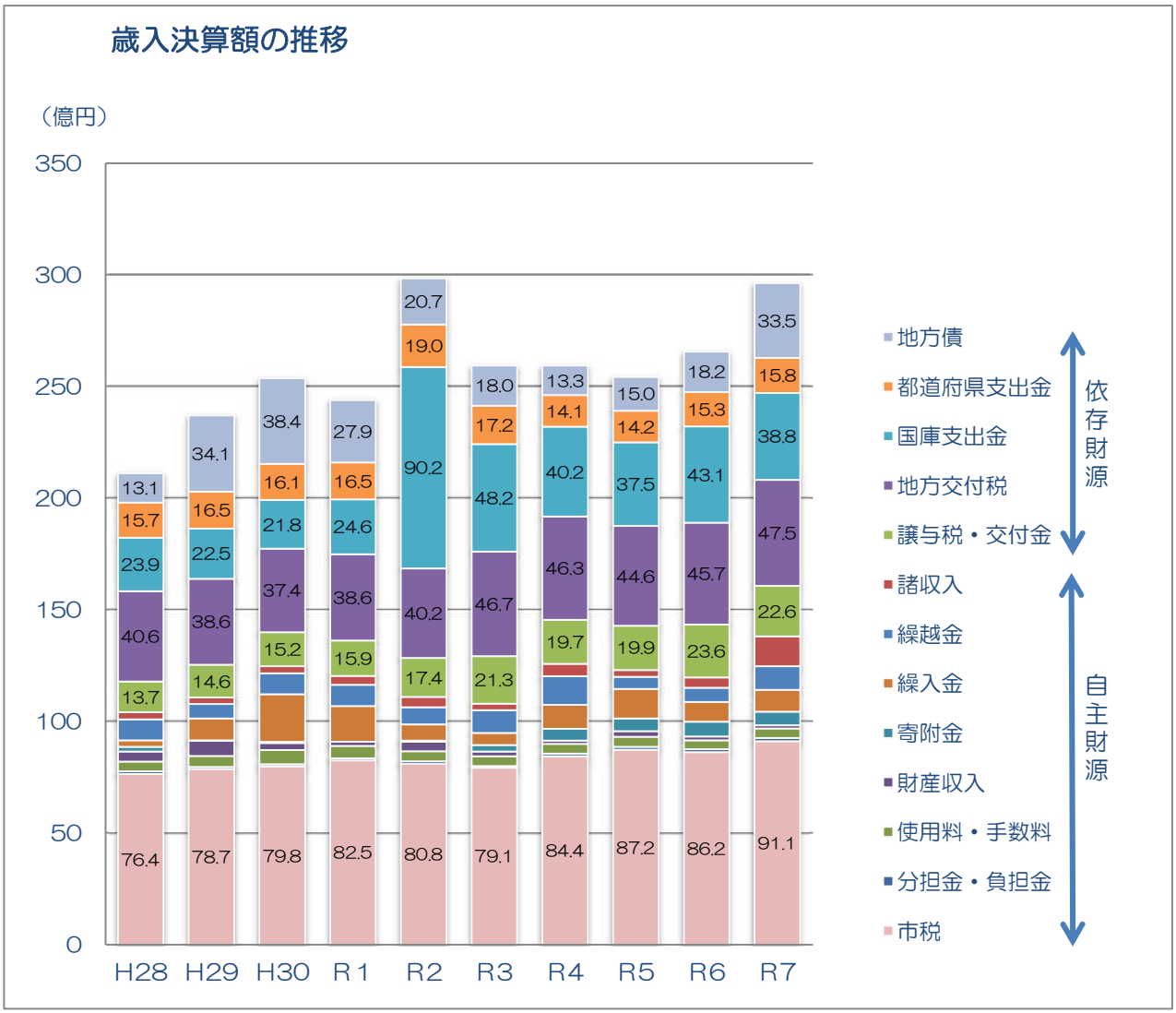
2　これまでの財政状況分析

平成２８年度から令和７年度までの１０年間の普通会計における歳入歳出決算額、基金、地方債残高、財政指標等の推移は、次のとおりとなっています。

（１）歳入の状況

歳入では令和２年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による国庫支出金の影響で約２９８億円となりましたが、令和３年度から令和６年度までは約２６０億円を推移していました。令和７年度は大型事業のための地方債の借入増、市税収入が過去最高額となったこと等で約２９７億円となりました。

歳入決算額の推移

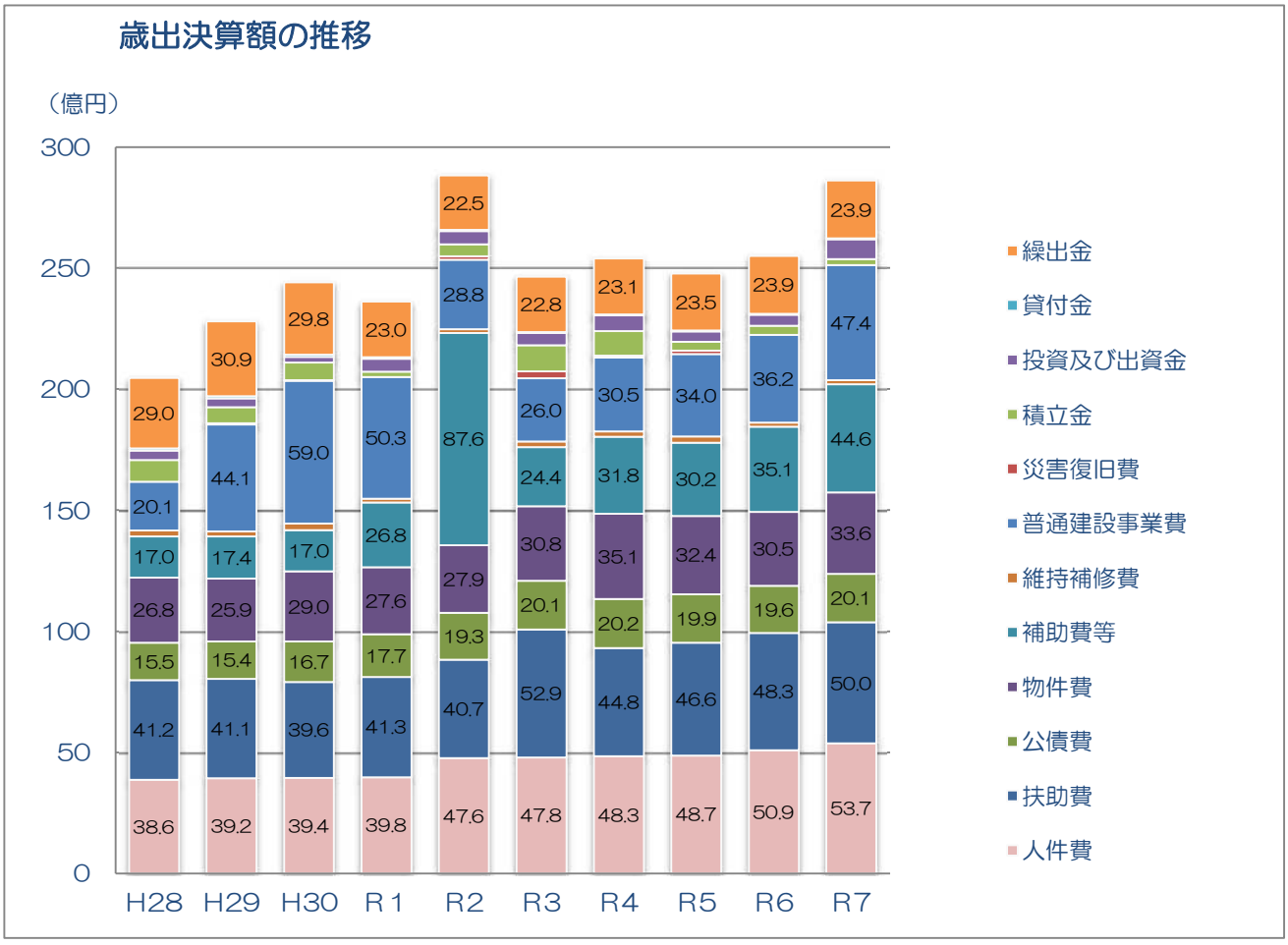


（２）歳出の状況

歳出では、その支出が義務付けられた硬直性の強い義務的経費が増加傾向にあります。特に、令和２年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、人件費が増加しています。加えて、平成２９・３０年度、令和元年度の大型建設事業、令和７年度の防災行政無線更新事業により、地方債発行が増加したこともあり、今後も公債費の増加が見込まれます。

また、投資的経費については、新庁舎建設事業などの４大事業が令和元年度で完了したところですが、土岐市公共施設等総合管理計画に基づく長期的な視点による老朽化対策をはじめ、統廃合や複合化など、公共施設等の最適配置の実現に向けた新たな投資も見込まれています。

文化財保存活用拠点（仮称）の整備、広域ごみ焼却施設建設等、未来への投資となる大型事業も計画されている中、さらなる物価上昇による影響が歳出全般に及ぶことが見込まれ、求められる歳出はますます増大することが懸念されます。

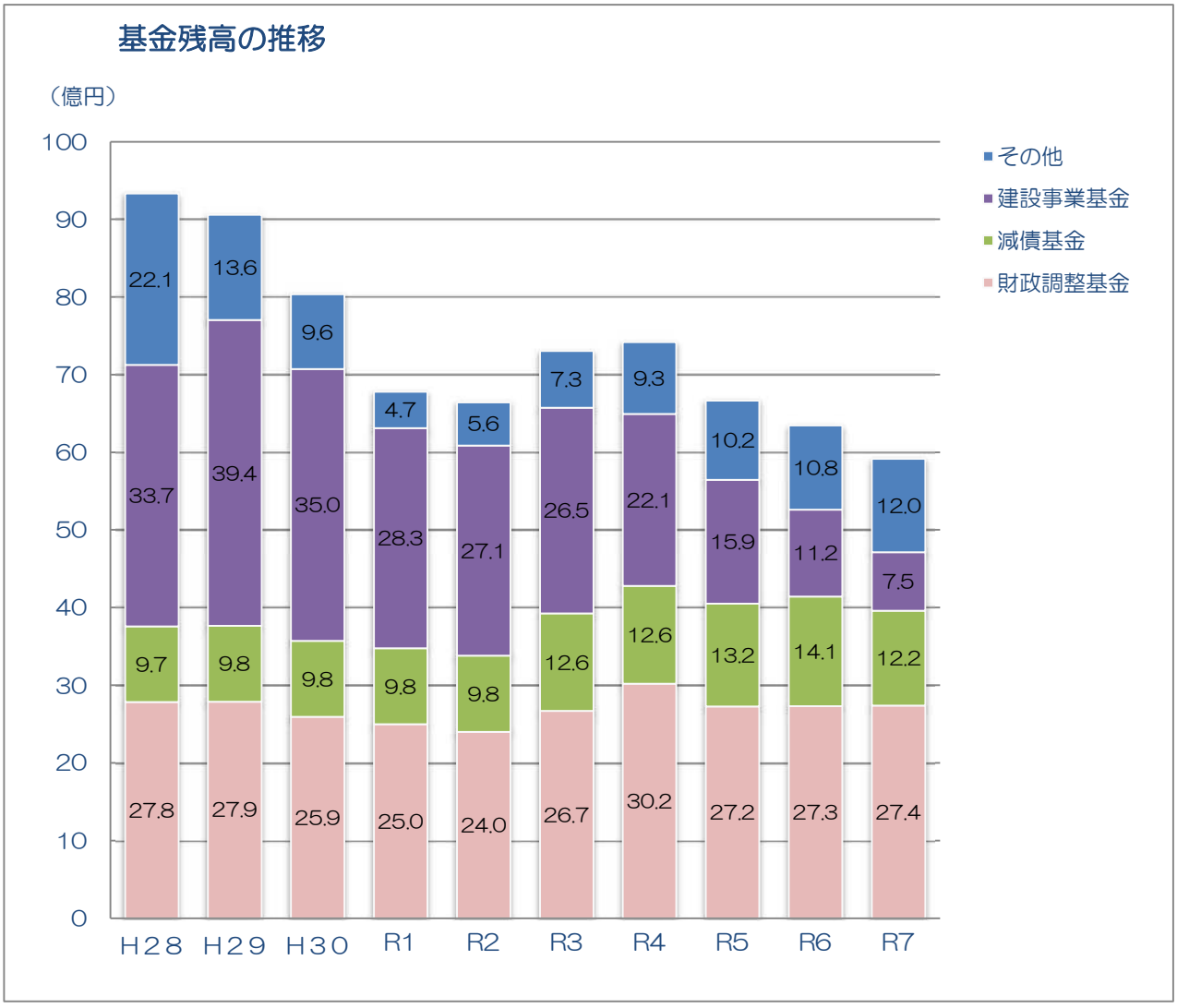


（３）基金残高の状況

基金は、将来の財源不足や公共施設等の整備に備えて積み立てをしているものです。

普通会計の基金残高推移は、平成２８年度末の９３．３億円から令和７年度末の５９．１億円と徐々に減少しています。これは庁舎建設など事業実施のために積み立ててきたものを目的に合わせ、充当したことによるものです。

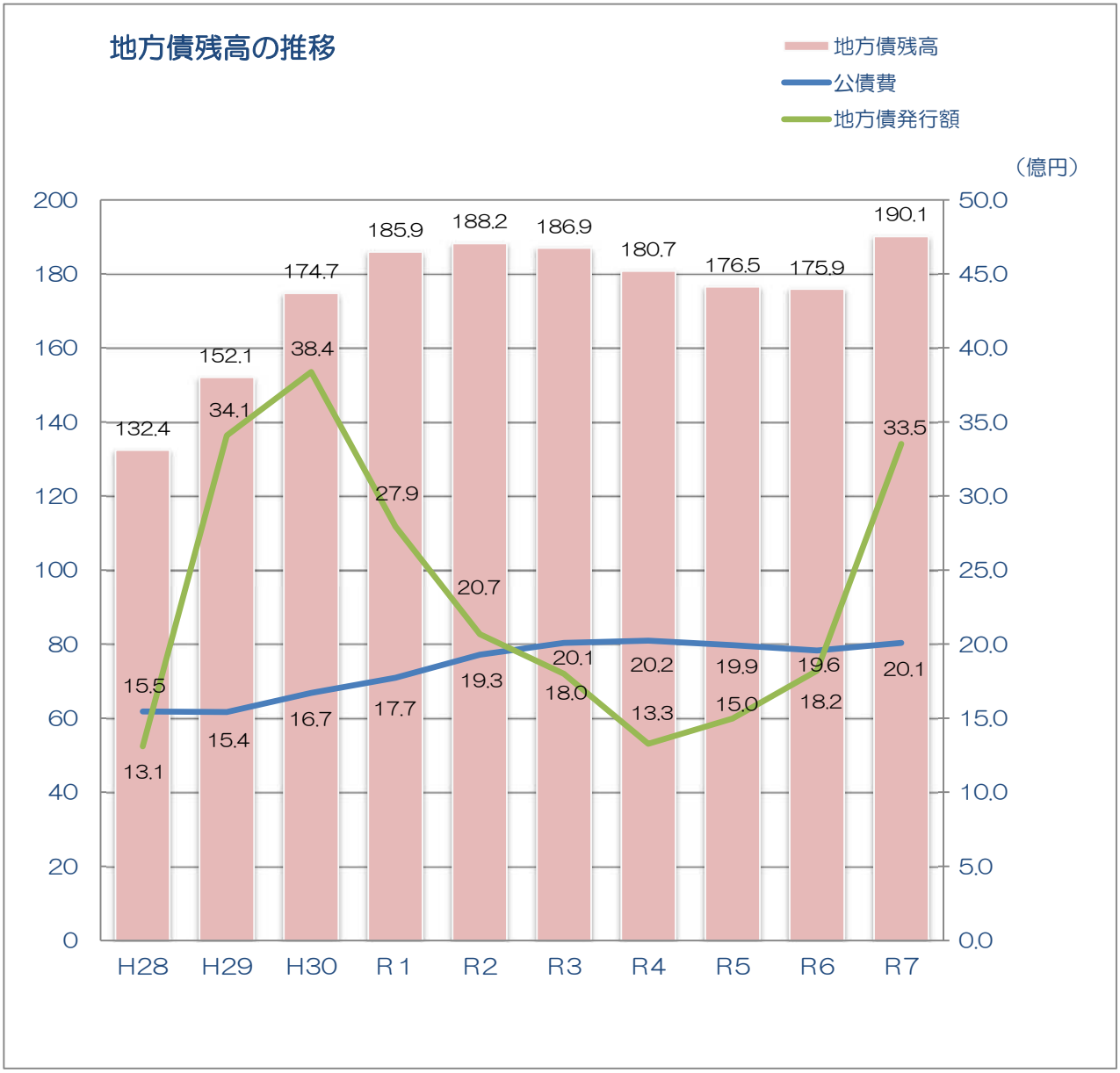
今後も基金の管理方針に沿った資金充当を行いつつ、引き続き適正な管理、利用に努めます。



（４）地方債残高の状況

地方債残高は、令和７年度に防災行政無線更新事業もあり、令和７年度末には１９０.１億円まで大幅に増加しています。

地方債には、世代間の公平負担の調整を図る役割もあることから、事業自体の適債性及び後年度の財政負担を考慮し、地方交付税算入があるものに限定するなど、有利な地方債を活用しています。



（５）主な財政指標等の状況

普通交付税の交付基準となる財政力指数は、令和７年度は０．６７となっています。

財政力指数は自主財源の割合を意味しており、誘致をした企業を含め市内の企業の設備投資がされたことや個人の所得が上昇したことなどによる税収の増加等により、改善傾向で推移していると考えられます。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成２９年度以降は９０％を超える状態が続いており、近年の物価上昇等による影響で物件費などが増加していることが要因と考えられます。令和２年度から導入された会計年度任用職員制度に伴い、人件費が増加していることもあり、財政の硬直化が進まないよう十分注視していくことが必要と考えています。

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを財政規模に対する割合で表した実質公債費比率は、近年は低い水準で推移しており改善傾向が継続していますが、新庁舎建設、防災行政無線更新事業などの大型事業に伴う借入額の増大に伴う償還がしばらく続くことから、指標の悪化が懸念されます。

主要財政指標

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口	（人）	59,211	58,735	58,377	57,767	56,985	56,175	55,514	54,680	53,925	53,241
標準財政規模	（億円）	125.6	125.1	126.6	127.2	134.2	139.2	134.6	136.3	138.2	141.6
財政力指数		0.64	0.66	0.68	0.68	0.69	0.67	0.66	0.66	0.66	0.67
歳入総額	（億円）	211.1	237.4	253.6	243.8	298.3	259.2	259.3	254.1	265.5	296.2
歳出総額	（億円）	204.5	228.0	244.1	236.1	288.2	246.4	253.9	247.8	255.0	286.2
実質収支比率	（%）	4.6	6.4	4.4	3.8	5.6	7.2	3.1	4.1	6.6	4.4
経常収支比率	（%）	87.7	92.3	92.9	93.1	93.0	89.8	93.9	90.1	90.3	95.6
実質公債費比率	（%）	5.1	5.3	5.1	5.2	5.6	5.8	5.6	5.1	5.0	6.9

３　今後の財政見通し

（１）推計方法

財政見通しの推計方法については、令和３～７年度決算、総合計画、公共施設等総合管理計画、予定されている文化財保存活用拠点（仮称）、広域ごみ焼却施設の整備を勘案し試算しています。なお、今後の制度改正や事業の見直し等も予想されますが、未確定なものについては現行の制度や地方財政対策等を前提として推計しています。

【歳入】

地方税	市が課税権を持つ税	現時点で明確になっている税制改正等の影響について勘案し、推計
譲与税・交付金	国税として徴収され、一定の基準により市に譲与される税・国や県が徴収した税の一部を一定の基準により市町村に交付されるもの	直近５年の決定額の平均を使用し、今後の動向を見据え、推計
地方交付税	一定の基準により国が市に交付する税	直近５年の決定額の平均を使用し、今後の動向を見据え、推計
国庫支出金・県支出金	国や県から市へ交付される補助金等	現行制度が継続するものとして、推計
地方債	市が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの	予定される事業と過年度実績を勘案し、推計
繰越金	翌年度へ繰り越す前年度決算の余剰金	決算見込みによる繰越金を翌年度計上
繰入金	一般会計・特別会計・基金の間での現金の移動	例年の基金取り崩し等から推計

【歳出】

人件費	職員等に対し勤労の対価や報酬として支払われる一切の経費	職員数を一定と仮定し、物価上昇等を勘案し、推計
扶助費	児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づいて被扶助者に支給する費用等	過去５年間の伸び率と社会経済情勢の変化等による影響等を勘案し、推計
公債費	地方債を借入れした際に支払う元金の償還及び利子の支払いに要する経費	令和７年度までに発行した地方債の償還計画に加え、新規の発行分を見込んだ上で償還額を推計
物件費	市が業務遂行する際に支出する消費的経費	物価上昇等を勘案し、推計
補助費等	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等	過去５年間の平均と今後の動向を見据え、推計
繰出金	一般会計と特別会計・企業会計の間で支出される経費	特別会計・企業会計毎に伸び率を勘案し、推計
普通建設事業費	道路や橋りょう等、各種社会資本の新増設事業を行う際に必要な経費	予定される事業と過年度実績を勘案し、推計
その他の支出	積立金、出資金等	過去５年間の平均と今後の動向を見据え、推計

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
歳入総額 （億円）	296.2	247.2	248.8	267.8	250.5	246.5	248.3	250.6	278.7	275.9	273.4	269.4
歳出総額 （億円）	286.2	242.3	241.1	258.8	240.9	235.9	235.4	236.0	263.0	260.5	260.7	260.2
実質収支 （億円）	10.0	4.9	7.7	9.0	9.6	10.6	12.9	14.6	15.7	15.4	12.7	9.2
経常収支比率 （%）	95.6	96.8	95.0	94.2	93.9	93.3	92.0	91.1	90.5	90.8	92.2	94.2
実質公債費比率 （%）	6.9	8.6	10.0	9.5	9.2	8.6	7.5	6.5	5.9	6.2	6.4	6.5
財政調整基金残高（億円）	27.4	24.5	24.6	24.8	24.9	25.0	25.1	25.3	23.4	21.5	21.7	21.8
地方債残高 （億円）	190.1	175.7	171.0	175.1	169.0	161.3	154.3	147.1	159.4	167.1	175.7	186.3

（２）財政収支の見通し

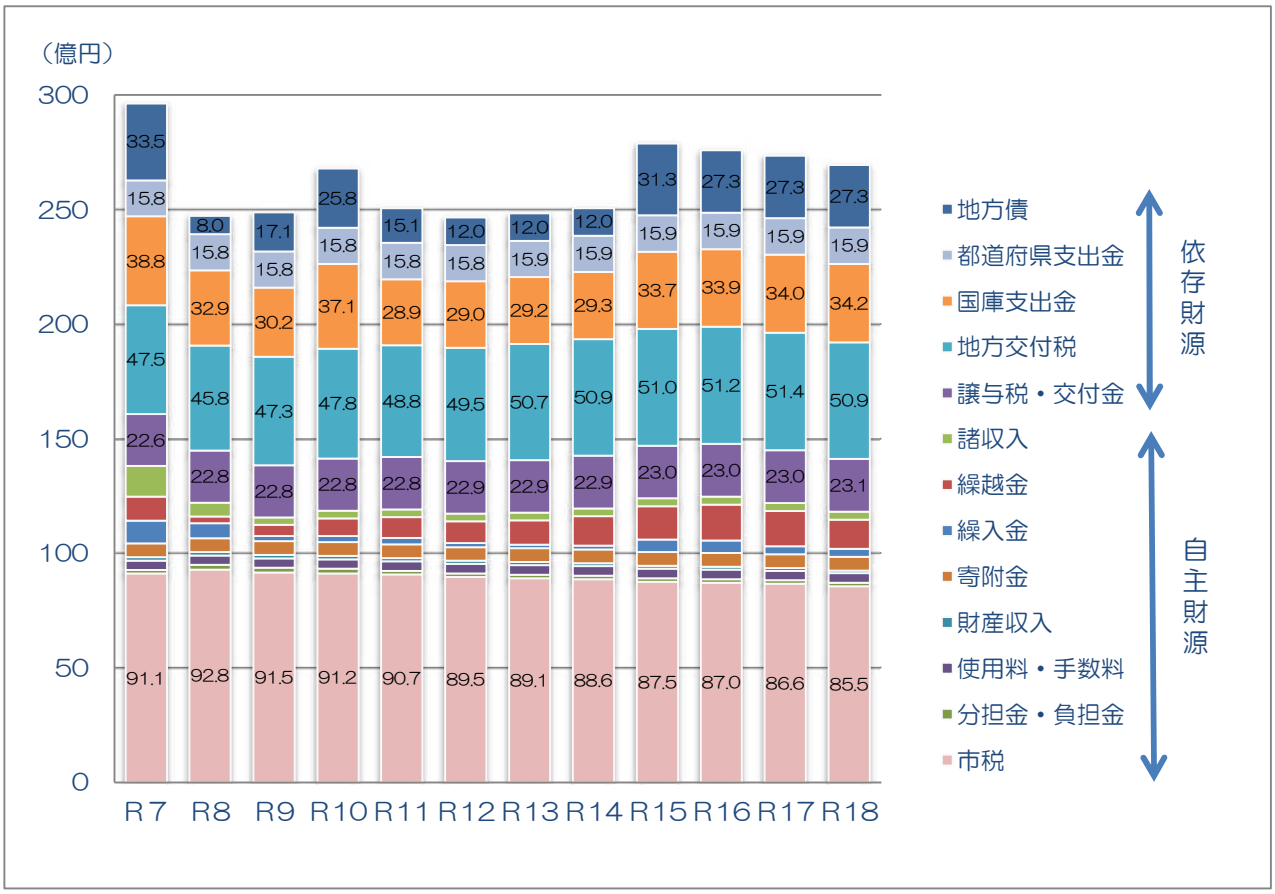
歳入のうち市税収入は、令和７年度決算においては個人・法人とも市民税がけん引する形となり、決算上過去最高額となりました。今後は、賃金の上昇や緩やかな景気の回復を受けた所得の伸びが期待されますが、税制改正や少子高齢化により、個人市民税が減収し、市税全体としても減収となる見込みです。

歳出では令和９年度以降には文化財保存活用拠点（仮称）、広域ごみ焼却施設の整備が予定されています。財源不足を補うために地方債の発行額の増加、財政調整基金からの繰入も想定されるところです。

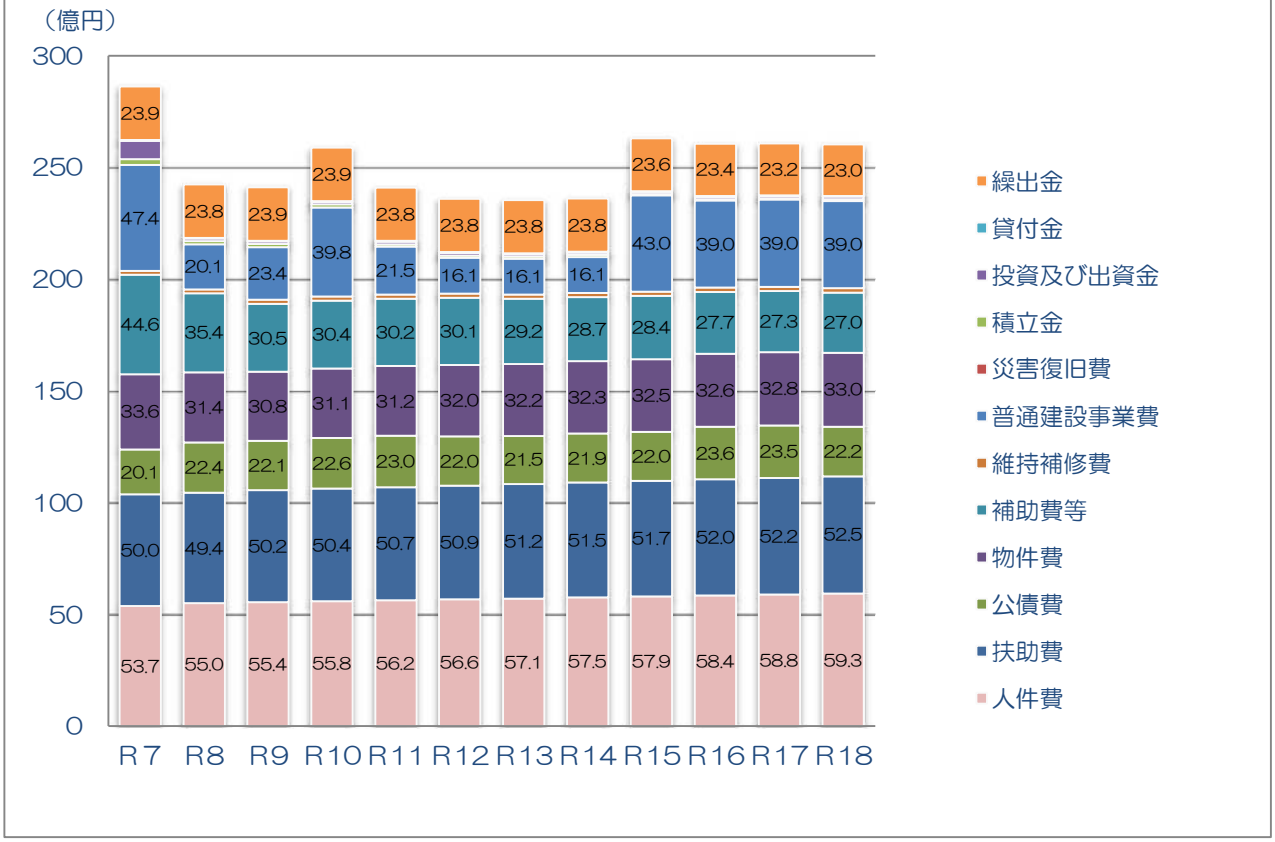
経常収支比率は、９０％以上の高水準で推移することが予想されていますが、これは人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の増加が見込まれるためです。

近年は、地方債の充当率が引き上げられ、かつては、投資的経費に充当されていた一般財源が地方債に振り替わり、それが後年度に公債費となることで経常収支比率を押し上げている要因の一つとなっています。従って、経常収支比率が９０％以上であることだけをもって一概に財政が悪化した状態であるとはいえませんが、財政の硬直化が進まないよう注視していく必要があると考えています。

【歳入】


（億円）
300
250
200
150
100
50
0
R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 R17 R18
33.5 15.8 38.8 47.5 22.6 91.1
8.0 15.8 32.9 45.8 22.8 92.8
17.1 15.8 30.2 47.3 22.8 91.5
25.8 15.8 37.1 47.8 22.8 91.2
15.1 15.8 28.9 48.8 22.8 90.7
12.0 15.8 29.0 49.5 22.9 89.5
12.0 15.9 29.2 50.7 22.9 89.1
12.0 15.9 29.3 50.9 22.9 88.6
31.3 15.9 33.7 51.0 23.0 87.5
27.3 15.9 33.9 51.2 23.0 87.0
27.3 15.9 34.0 51.4 23.0 86.6
27.3 15.9 34.2 50.9 23.1 85.5
地方債
都道府県支出金
国庫支出金
地方交付税
譲与税・交付金
諸収入
繰越金
繰入金
寄附金
財産収入
使用料・手数料
分担金・負担金
市税
依存財源
自主財源

【歳出】


（億円）
300
250
200
150
100
50
0
R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 R17 R18
23.9 47.4 44.6 33.6 20.1 50.0 53.7
23.8 20.1 35.4 31.4 22.4 49.4 55.0
23.9 23.4 30.5 30.8 22.1 50.2 55.4
23.9 39.8 30.4 31.1 22.6 50.4 55.8
23.8 21.5 30.2 31.2 23.0 50.7 56.2
23.8 16.1 30.1 32.0 22.0 50.9 56.6
23.8 16.1 29.2 32.2 21.5 51.2 57.1
23.8 16.1 28.7 32.3 21.9 51.5 57.5
23.6 43.0 28.4 32.5 22.0 51.7 57.9
23.4 39.0 27.7 32.6 23.6 52.0 58.4
23.2 39.0 27.3 32.8 23.5 52.2 58.8
23.0 39.0 27.0 33.0 22.2 52.5 59.3
繰出金
貸付金
投資及び出資金
積立金
災害復旧費
普通建設事業費
維持補修費
補助費等
物件費
公債費
扶助費
人件費

4　財政健全化の取組方針

（１）財政健全化対策

歳入では市税収入は今後、税制改正や少子高齢化の影響により、次第に減少する見込みです。一方で、歳出では社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う更新等の費用も必要となってくるなど、収支のバランスが不均衡な状態に陥っています。

また、平成２９年度からの大型建設事業の集中以降、投資的経費が高止まりし、その財源を地方債発行に頼ることから地方債残高が高い状態で推移しています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたる安定した市政運営に必要な財政基盤を維持してしていくため、以下の取り組みを推進します。

①　歳入の確保

歳入の根幹である市税について、人口減少対策や企業誘致等に取り組み、長期的な税収の確保に努めます。

新たな自主財源を確保するために、ネーミングライツやクラウドファンディングの導入を検討します。

国や県の補助金を再度調査し、最大限の活用を図ります。

使用料・手数料について、適正な受益者負担を進めることとし、施設の利用状況や他市の料金体系等を勘案し定期的な見直しを実施します。

寄附金については、ふるさと納税の推進等により、引き続き増収に努めます。

②　歳出の抑制

令和６年度予算から枠配分方式の予算編成としました。最小の経費で最大の効果を発揮し市民ニーズに対応できるよう、事業の目的や成果、事業展開を意識した不断の見直しを行うことで、土岐市の適正な歳出規模の実現を目指します。

継続中の事業についても、再度その必要性、緊急度、事業効率等の観点から見直しを進め、事業の延伸、中止も含め事業費の圧縮を図ります。

③　公共施設の計画的な管理・利用

公共施設等の老朽化対策が本格化する中で、計画的かつ持続可能な公共施設等の再整備と長期的視点に立った健全な財政運営を行うため、土岐市公共施設等総合管理計画に基づき、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化を図ります。また、将来的な人口減少や社会変容を見据え、同種サービスの統合など、保有総量の適正化に努めます。

④　基金の適正な運用

財政調整基金

標準財政規模の 10%～20%（約 13 億円～27 億円）を維持します。

大規模災害などの不測の事態に備えるために、標準財政規模の 10%以上を確保するとともに、過度な資金保有とならないよう、財政調整基金の積み立て上限を 20%以下とし、優先的に取り組むべき事業への活用を図ります。

不測の事態などに対応したことにより、財政調整基金残高が標準財政規模の10%を下回る場合は、おおむね 3 年以内に 10%以上に戻すように努めます。

※標準財政規模とは、税や地方交付税などの一般財源の合計額です。基金の標準財政規模に対する割合は、自治体の 1 年間の収入額（一般財源）に対して、どの程度貯蓄（基金）があるかということを示しています。

減債基金

１０億円以上を維持します。

繰上償還による一括返済や、公債費が多額となる場合に備えて、年 2 回の償還のうち、少なくとも 1 回分の償還金額を減債基金で賄えるだけの基金残高を確保するため、10 億円以上を維持します。10 億円は、令和８年度以降の公債費の年間支出見込み額（20 億円）の約半分の金額です。

基金は、必要に応じて取り崩して使います。10 億円を下回る場合は、おおむね 10 年以内に戻すように努めます。

建設事業基金

５億円以上を維持します。

今後の公共施設の更新費用として、一定額を積立てる必要があります。

⑤　地方債活用の適正化

投資的経費に係る普通債発行額について、上限を設定します。

実質公債費比率が起債協議団体判定基準内となるよう、

・投資的経費（インフラ等通常分※1）に係る普通債発行額は、毎年度当たり 5 億円以内とします。
・投資的経費（実施計画事業等特別分※2）に係る普通債発行額は、毎年度当たり 10 億円以内とします。
・国の経済対策や災害対応など、やむを得ず緊急的な対応を必要とする場合に発行する地方債の上限額については設定しません。
・大きな建設事業等でやむを得ず上限額を超過する場合は、実質公債費率が 12％以内となることを原則とし、12％を上回る場合は、おおむね 5 年以内に 12％以内に戻すように努めます。
・予算編成時に元利償還金のみならず準元利償還金や普通交付税の影響を考慮し、当面の財政指標を見通した上で起債の可否を検討します。

※1　道路・公園・河川の整備改修やごみ処理施設整備など主にインフラの整備に係る経常的経費
※2　老朽化した公共施設修繕や実施計画事業などに係る臨時的経費

※実質公債費比率とは、地方債の元利償還金の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したものです。この比率が１８％以上の団体は、起債に当たり総務大臣の許可が必要となり、自主的・自律的な財政運営が困難となります。

原則、地方交付税措置のある地方債メニューに限り借入れします。

地方債メニューの内、防災減災対策や国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものについては、元利償還金に対して地方交付税算入があります。原則、地方交付税措置のある地方債メニューに限り借入れします。

低利率の借入先を優先して借入れします。

昨今の金利上昇の流れを鑑み、低利率の借入先を優先して借入れします。